**［小規模多機能型居宅介護事業所又は認知症対応型共同生活介護事業所］**

収入

印紙

**におけるサービスの質の評価に関する業務委託契約書**

　［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］（以下「甲」という。）と社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）[第72条第2項若しくは第97条第7項]に定める小規模多機能型居宅介護若しくは指定認知症対応型共同生活介護」の質の評価の一環として行われるサービスの質の外部評価（以下「外部評価」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（業務委託）

第１条　甲は、［　　　　　　　　　　　　　　　　　］の外部評価に関する業務を乙に委託し、甲は乙に対して、乙が定めるところによる評価手数料を支払う。

（協力義務）

第２条　乙は、小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所に係る

外部評価実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］におけるサービス提供等について外部評価を行うものとし、甲は乙の外部評価の業務につき必要な資料を提出するほか、評価業務に全面的に協力する義務を負う。

（書面調査の調査票作成及び提出）

第３条　甲は、実施要領に基づく書面調査の調査票を作成し、乙に提出する。

（外部評価結果報告書の送付）

第４条　乙は、外部評価結果報告書を作成し、甲に送付する。

（評価手数料）

第５条　甲は乙に対し、実施要領に基づく評価手数料として金70,000円を支払う。

２　甲は、この委託業務に係る評価手数料を、乙が定める日までに支払うものとする。

（契約の解除等による措置）

第６条　甲は、書面調査票を提出した後、外部評価報告書が策定されるまでの間に、甲の都合により本契約を解除することができる。

２　甲が、書面調査票を提出した後、甲に起因する事情により訪問調査を辞退した場合には、乙は甲が本契約を解除したものとみなすことができる。

３　乙は、甲が第５条に定める評価手数料を支払わない場合その他本契約上の協力義務を履行しない場合は、一定の期間を定めて催告したうえ、本契約を解除することができる。

４　前３項の事由に基づき本契約が解除された場合、乙は甲に対し、支払い済み評価手数料は返還しない。

（不可抗力による契約の終了）

第７条　天災地変その他甲乙双方の責に帰すことができない事由によって、この契約の全部又は一部が履行不能になったときは、この契約は、その部分について効力を失う。

２　前項の場合には、甲の支払い済み評価手数料に対する乙の取扱いは、委託された業務の執行状況に基づき、乙の算定により支払い済みの評価手数料の一部を返還する。

（秘密の保持）

第８条　乙は、甲により提出された資料について善良なる管理者の注意を持って保管するものとする。また、乙は、第１条に規定する業務の遂行上知り得た機密事項を他に漏らしてはならない。

（別途協議）

第９条　この契約に定めのない事項については、甲乙双方協議の上定める。

　この契約の成立を証するため、本契約書を２通作成し、甲乙各１通を保有する。

　 年 　月　 日

（委託者）甲　　　住所：

　　　　　　　　　法人名：

　　　　　　　　　代表者氏名：　　　　　 　　　　　　 　　　　　　㊞

（受託者）乙　　　佐賀市天神一丁目4番15号

　　　　　　　　　社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　 会長　陣内　芳博